

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 1 月 1 日

株式会社 **Waqoo**

セルプロジャパン株式会社

株式交換に関する事後開示事項

2024年1月1日

(株式交換完全親会社)

東京都世田谷区上馬二丁目14番1号

株式会社 Waqoo

代表取締役社長 佐俣 文平



(株式交換完全子会社)

神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1

セルプロジャパン株式会社

代表取締役社長 佐俣 文平



株式会社 Waqoo (以下「Waqoo」といいます。)とセルプロジャパン株式会社 (以下「セルプロジャパン」といいます。)は、2023年11月20日付けで締結した株式交換契約 (以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、Waqooを株式交換完全親会社とし、セルプロジャパンを株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」といいます。)を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日 (会社法施行規則第190条第1号)

2024年1月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

セルプロジャパンの株主から、会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

セルプロジャパンは、会社法第785条第3項の規定により、2023年12月6日付けで、セルプロジャパンの株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である Waqoo の商号及び住所を通知致しましたが、会社法第785条第1項による株式の買取請求を行ったセルプロジャパンの株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

Waqoo の株主から、会社法第 796 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

Waqoo は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2023 年 12 月 11 日付けで、Waqoo の株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるセルプロジャパンの商号及び住所を電子公告にて公告致しましたが、会社法第 797 条第 1 項による株式の買取請求を行った Waqoo の株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、Waqoo に移転したセルプロジャパンの株式の数は、11,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上